

松くい虫被害木駆除業務委託その1仕様書

(趣旨)

第1条 この仕様書は、令和8年度松くい虫被害木駆除業務委託その1の実施について定めたものであり、特別な指示を行う場合を除き、この仕様書に準じて作業を行うものとする。

(事前協議)

第2条 業務実施に当たり、受注者はあらかじめ発注者の指示を受け、業務実施の具体的な方法について十分熟知の上、業務を施行しなければならない。

(駆除方法)

第3条 駆除方法は伐倒くん蒸とし、「岩手県松くい虫防除標準仕様書」(平成10年10月2日付け緑第683号。以下「標準仕様書」という。)第7条(2)によるものとする。なお、くん蒸処理は6月16日までに完了しなければならない。また、薬剤散布後のくん蒸期間(14日以上)における駆除対象木の管理についても、本業務に含めるものとする。

(薬剤の使用方法)

第4条 標準仕様書第7条(2)ケ及び第11条によるものとする。

(薬剤及び資材受払簿の整備)

第5条 受注者は、薬剤、資材の購入及び使用について、受払簿(様式第3号)及び証拠書類を整備し、発注者に提出するものとする。

(作業員の社会保険等への加入)

第6条 受注者は、当該作業に従事するすべての作業員に対し、労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、退職金共済制度に加入させること。

なお、年齢制限等の事情により加入できないものがある場合は、作業着手前に発注者に協議し、承認を得ること。

(社会保険等加入状況調査表の整備)

第7条 受注者は、従事した作業員の社会保険等加入状況について、社会保険等加入状況調査表(様式第4号)及び証拠書類を整備し、調査表については発注者に提出し、証拠書類は発注者の求めに応じ提示できるよう、保管すること。なお、社会保険等加入状況調査表(様式第4号)においては、平均点数23点以上を確保すること。

(写真の整備)

第8条 受注者は、別記写真撮影基準に従い業務実施に関する写真を整備し、発注者に提出しなければならない。

(切株の保全について)

第9条 伐倒した被害木の切株の位置は、杭等で保全し完了検査時に現地で確認できるようにすることとし、杭には設計書と対応する被害木の番号を表示すること。

(その他)

第10条 この仕様書の定めに無いものについては、発注者と協議の上定めるものとする。